第一章第二節第三款中第九目を第八目とし、第十目を第九目とし、第十一目を第十目とする。

第百三十条第十号中「年金特別会計」の下に「（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「、子ども・子育て支援勘定」を削り、「除く。次号において同じ」を「除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること（事業管理課の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款中第十二目を第十一目とし、第十三目を第十二目とし、第十四目を第十三目とする。

第百三十五条中「国立児童自立支援施設」を削る。

第百四十一条から第百四十八条までを次のように改める。

第百四十一条から第百四十八条まで　削除

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第六条第一項中「第十一条第一項第八号」を「第十一条第一項第十号」に改める。

（社会保障審議会令の一部改正）

第三十四条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「子ども家庭局子育て支援課」を「社会・援護局総務課」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第三十五条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の項中「第十六条第一項ただし書」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項中「十三　デジタル庁」を「十二　デジタル庁」に、「十三の二」を「十二の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第五条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の関税暫定措置法施行令第三十三条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の証明書は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、第五条の規定による改正後の同号の規定による内閣総理大臣の証明書とみなす。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第五条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による改正前の指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（以下この条において「旧必要事項政令」という。）第三条第一項（旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定めた額は、施行日以後は、第五条の規定による改正後の指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（以下この条において「新必要事項政令」という。）第三条第一項（新必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた額とみなす。

2　施行日前に旧必要事項政令第三条第二項（旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件は、施行日以後は、新必要事項政令第三条第二項（新必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件とみなす。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に第九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十七条の規定により読み替えられた独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が定めた額は、施行日以後は、第九条の規定による改正後の同令第二十七条の規定により読み替えられた同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた額とみなす。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に第十六条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二第三号の規定により内閣総理大臣が定めた事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その他の施設並びに同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の施設の整備に関するものに限る。）は、施行日以後は、第十六条の規定による改正後の同令第三十二条の二第一号の規定により内閣総理大臣が定めた事業とみなす。

（発達障害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第十九条の規定による改正前の発達障害者支援法施行令第一条の規定に基づいて制定された厚生労働省令は、施行日以後は、第十九条の規定による改正後の発達障害者支援法施行令第一条の規定に基づいて制定された内閣府令・厚生労働省令としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　西村　康稔
防衛大臣　浜田　靖一

こども家庭審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十七号

こども家庭審議会令

内閣は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　こども家庭審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。